

釜石市道の駅条例

○釜石市道の駅条例

平成26年9月22日

条例第20号

(設置)

第1条 道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供し、利便性を向上すること及び地域の振興に寄与することを目的として、釜石市道の駅(以下「道の駅」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 道の駅釜石仙人峠
- (2) 位置 釜石市甲子町第7地割155番4

(機能)

第3条 道の駅の機能は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 休憩機能 24時間無料で利用できる駐車場及びトイレの提供に関する事。
- (2) 情報発信機能 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報、防災情報等の提供に関する事。
- (3) 地域連携機能 地域の文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設の紹介に関する事。
- (4) 地域振興機能 地場産農林水産物及びその加工品、地域特産品、飲食物等(以下「地場産品等」という。)の展示・販売に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置目的を達成するために必要な事。

2 前項第4号に規定する機能に係る販売は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)が、地場産品等の生産者及び取扱事業者等(以下「生産者及び事業者等」という。)から委託を受け、その販売を行うこと(以下「受託販売」という。)
- (2) 生産者及び事業者等自らが、地場産品等を販売すること、又は清涼飲料等を販売すること、若しくは自動販売機を設置すること(以下「直接販売」という。)
- (3) 指定管理者自らが、地場産品等の販売を行うこと。

(指定管理者による管理)

第4条 道の駅の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(開場時間)

第5条 道の駅の開場時間は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場及びトイレ 午前0時から午後12時まで
- (2) 前号に規定する施設以外の施設 午前9時から午後6時まで

釜石市道の駅条例

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の開場時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は臨時に延長し、若しくは短縮することができる。

(休場日)

第6条 道の駅(駐車場及びトイレを除く。)の休場日は、12月31日及び1月1日とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(利用の許可)

第7条 直接販売のため道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「直接販売利用者」という。)が、許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、道の駅の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、道の駅に立ち寄り、道の駅の利用をしようとする者(以下「来訪者」という。)及び直接販売利用者の行為が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又は中止することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(5) その他指定管理者が道の駅の管理上適当でないと認めるとき。

(利用料金)

第9条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 受託販売及び直接販売に係る生産者及び事業者等は、利用料金を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第10条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めると

釜石市道の駅条例

きは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、直接販売利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

この場合において、直接販売利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により、道の駅の管理上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (6) その他市長において必要があると認めたとき。

(禁止行為)

第14条 直接販売利用者及び来訪者は、道の駅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、又は滅失すること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配付すること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(指定管理者の指定の手続)

第15条 道の駅の管理について、第4条の規定による指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 平等な利用が確保されること。
- (2) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(指定管理者の業務)

釜石市道の駅条例

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 道の駅の利用の許可に関する業務
- (2) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条第1項に規定する機能を実現するために行う事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が、必要があると認めた事項
(損害賠償等)

第19条 指定管理者、来訪者及び直接販売利用者は、自己の責めに帰すべき理由により道の駅の施設又は設備を汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者及び道の駅の業務に従事している者は、道の駅の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は道の駅の業務の従事を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年3月規則第3号で、同27年4月21日から施行)

(準備行為)

2 この条例中指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為に関する規定は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

項目	利用料金の額
第3条第2項の受託販売及び直接販売に係る生産者及び事業者等から徴	売上高に、0.35以内の割合を乗じて得た額(ただし、1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。)とする。

釜石市道の駅条例

収する利用料金	
---------	--